

「残骨灰」の取り扱いに関するアンケート調査結果について

■調査概要

1. 調査方法

枚方市立やすらぎの杜（枚方市立火葬場）を利用した方を対象にした「利用者アンケート」、市ホームページにて公開し、幅広い方を対象にした「オンライン調査」、モニター登録を行っている市内に在住する満 18 歳以上の方を対象にした「市政モニター」により、アンケート調査を実施しました。

2. 調査期間

利用者アンケート：令和 7 年 1 月 2 日～令和 7 年 12 月 31 日

オンライン調査：令和 7 年 7 月 2 日～令和 8 年 1 月 31 日

市政モニター：令和 7 年 11 月 4 日～令和 7 年 11 月 26 日

3. 回答数

1,171 件

＜アンケート用紙：668 件、オンライン調査：77 件、市政モニター：426 件＞

4. 総括

火葬後にご遺族のみなさまにご収骨（お骨上げ）をしていただいた後の残されたお骨や灰等（以降、「残骨灰」といいます。）に含まれる有価物の売却について、全体の約 7 割の方が「賛成」または「どちらかといえば賛成」という回答でした。反対の意思を示された方は全体の約 1 割であり、自身の倫理観や宗教観、故人の尊厳や遺族への感情配慮に起因するものが多いことが問 8 の結果より分かりました。

枚方市においては、これまでより故人の尊厳や遺族の心情に配慮しながら、さらには環境保全上、支障がないように適切に取り扱うことを条件に、指定管理者により、残骨灰の分別、寺院への納骨、永代供養を行っている状況です。

問 9 及び問 10 でいただいたご意見では、有価物の売却の賛否によらず、遺族と故人への配慮と尊厳を守ることについての意見が複数寄せられており、今後検討を進めていく上で最も重要な視点であることが再確認できました。

また、有価物を売却する場合の配慮すべき事項として「透明性の確保」「丁寧な説明と周知」についても、複数の方がご意見を述べられていました。

残骨灰に有価物が含まれることについての認知度が 37.7%であることや、現在の残骨灰の取り扱いをそもそも知らなかったというご意見から、火葬場はその施設の特性上、頻繁に利用する施設ではないため、市民や遺族の方が情報を得る機会が他の公共施設と比較して少ないと推察します。この特性を踏まえながら、残骨灰の取り扱いに関する情報の周知・説明の方法についても検討し、適切に進めていく考えです。

残骨灰の取り扱いについては、墓地埋葬等に関する法律をはじめ法令に特に定めがなく、各自治体にその取り扱いが委ねられている中、今回アンケートでいただいたご意見や他自治体の事例を参考にしつつ、これまで本市が重視してきた「故人の尊厳と遺族の心情への配慮」を軸に、今後も慎重に検討を進めてまいります。

■調査趣旨

残骨灰の取り扱いについては、本市では現在、専門の業者にて環境保全上支障がないように分別等の処理を行い、供養地へ納骨して永代供養を行っています。近年、一部自治体では、残骨灰に含有する金・銀・プラチナ・パラジウムといった有価物を売却し、火葬場の施設整備や運営のための財源として活用している事例もあり、それらの先行事例を参考として、本市においても、市立火葬場の整備に活用することについて検討を行っています。

火葬場は、なくてはならない施設であり、やすらぎの杜は枚方市のみならず、火葬場を持たない近隣の市町村の利用もあることから、施設維持の財源確保は喫緊の課題でもあります。

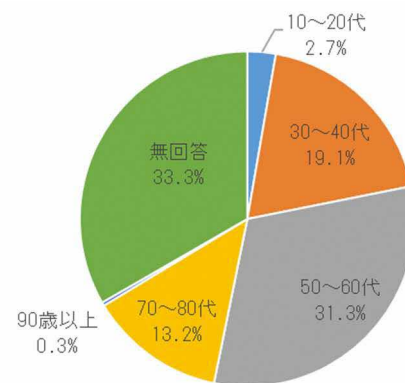
今後の残骨灰の取り扱い方針を決める参考として、広くご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート集計結果

※ 各項目の回答割合の数値については、四捨五入を行っているため合計が100%にならない場合があります。

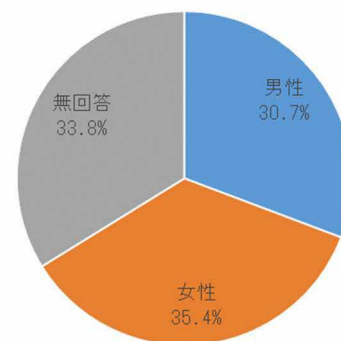
問1 年齢

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
10～20代	32	2.7
30～40代	224	19.1
50～60代	367	31.3
70～80代	154	13.2
90歳以上	4	0.3
無回答	390	33.3



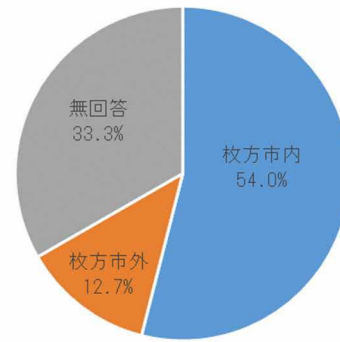
問2 性別

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
男性	360	30.7
女性	415	35.4
無回答	396	33.8



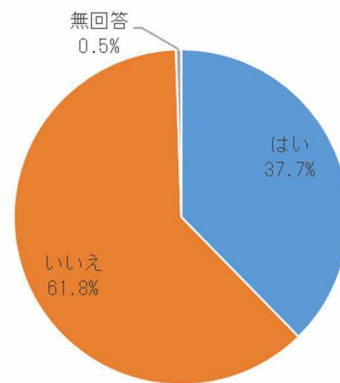
問3 お住まい

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
枚方市内	632	54.0
枚方市外	149	12.7
無回答	390	33.3



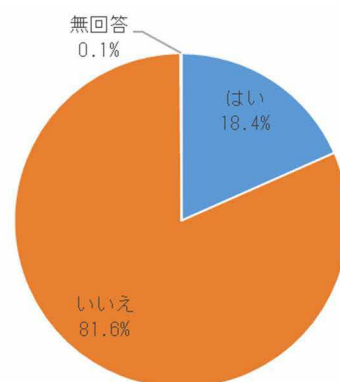
問4 残骨灰に金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物が含まれている場合があることをご存じでしたか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
はい	441	37.7
いいえ	724	61.8
無回答	6	0.5



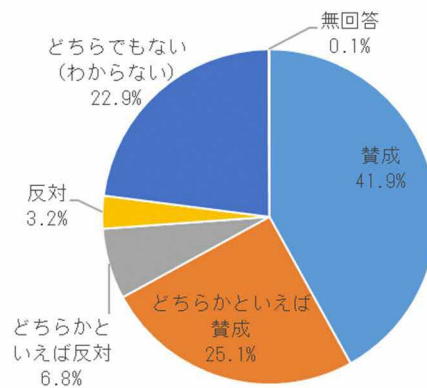
問5 有価物の売却により収入を得て火葬場の施設整備や運営の財源に充てる自治体があることをご存じでしたか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
はい	215	18.4
いいえ	955	81.6
無回答	1	0.1



問6 自治体が残骨灰に含まれる有価物を売却することについてどう思われますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
賛成	491	41.9
どちらかといえば賛成	294	25.1
どちらかといえば反対	80	6.8
反対	37	3.2
どちらでもない (分からない)	268	22.9
無回答	1	0.1

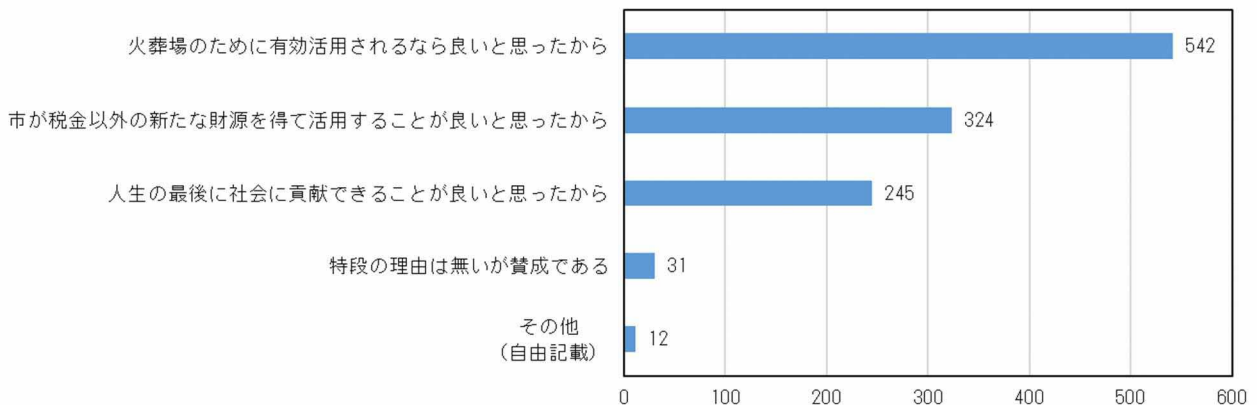


問7 賛成・どちらかといえば賛成と回答した理由を教えてください。(複数回答可)

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
火葬場のために有効活用されるならよい	542	47.0
市が税金以外の新たな財源を得て活用することが良い	324	28.1
人生の最後に社会貢献できる	245	21.2
特段の理由はない	31	2.7
その他	12	1.0

<その他>

- ・ 親族の承諾があればよい。
- ・ 無駄に捨てるのはもったいない。
- ・ 火葬料金が安くなるのであればよい。
- ・ 金銀等の価格が上昇しているため。

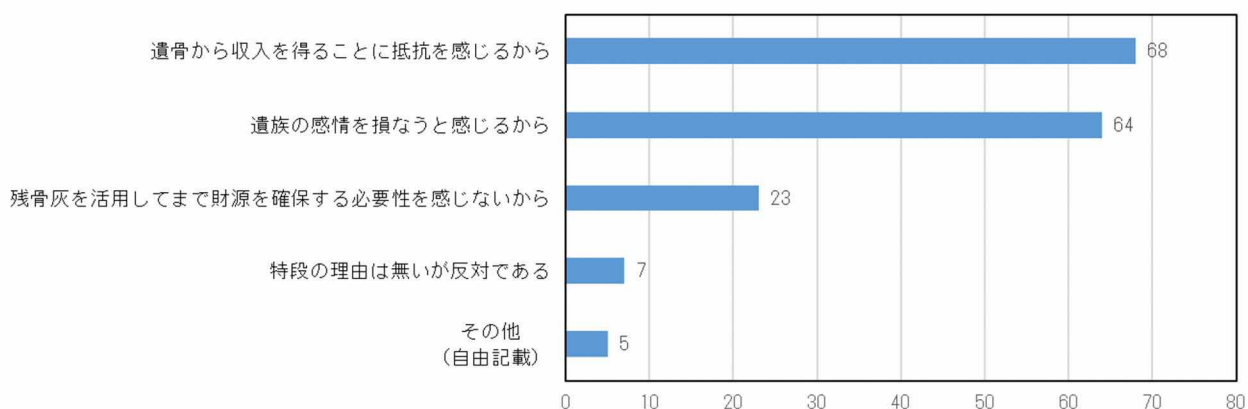


問8 反対・どちらかといえば反対と回答した理由を教えてください。(複数回答可)

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
遺骨から収入を得ることに抵抗を感じる	68	40.7
遺族の感情を損なうと感じる	64	38.3
残骨灰を活用してまで財源を確保する必要性を感じない	23	13.8
特段の理由はない	7	4.2
その他	5	3.0

<その他>

- ・故人のものを売却するということが冒瀆に近い感覚である。
- ・残骨灰から有価物を選別することは困難なのか。
- ・遺族の同意があればよい。



問9 残骨灰に含まれる有価物を売却する場合、どのような配慮をするべきと考えますか。

(自由記述)

<問6で賛成/どちらかといえば賛成と回答した方の主なご意見>

意見の分類	主なご意見
ご遺族への同意・説明・配慮を重視する	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に丁寧に説明し、書面により同意や了承を得るべき。 ・遺族の気持ちや意向を尊重し、配慮すること。 ・掲示物やパンフレット等を活用して、事前周知をしっかりと行ってほしい。 ・あくまで残った分に対することであり、遺族が形見として人工関節や金歯等を骨上げの際に拾って持ち帰りたい場合は、持ち帰らせてほしい。 ・故人の生前の意思確認があることが望ましい。 ・説明は分かりやすく行うべき。

故人の尊厳を大事にし、供養等の倫理的配慮を望む	<ul style="list-style-type: none"> ・故人の尊厳を大事にし、遺骨や灰をただの物とせず、感謝の念を持って丁寧に扱うこと。 ・僧侶による読経等といった一定の供養を求める。
個人情報保護・匿名化の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ火葬されたかを含め、個人が特定されないようにすること。 ・遺族や利用者が特定されないように、個人情報の管理を徹底し、プライバシーを守ること。
有価物の適正管理と収支等の透明性を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・収支や使用用途を明確にし、報告を行うこと。 ・売却する業者の選定は公正に行い、価格だけではなく、故人の一部として丁寧な取り扱いを行う信頼できる業者を選定すること。 ・売却で得た収入は、火葬場の施設維持費への充当を望む。 ・不正が行われないような検査体制の確保を求める
上記以外のその他のご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・売却が目的とならないようにしてほしい。 ・特に意見はない。特段の配慮は不要。 ・「売却」や「残骨灰」という表現に違和感があるため、表現を改めてはどうか。 ・社会貢献である旨の説明が重要。 ・健康や環境への影響がないようにしてほしい。

<問6で反対／どちらかといえば反対と回答した方の主なご意見>

意見の分類	主なご意見
ご遺族や故人の同意・説明・配慮を重視する	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族への説明を行い、同意を得ることが必要。遺族の意志に反する売却は行わないでほしい。 ・説明や同意については書面などを交わす等、寄り添った配慮が必要。 ・事前に十分な説明を行い、遺族だけでなく本人の意思でも選べるように。 ・故人の尊厳を守る。 ・遺骨を売る行為には抵抗を感じる。売却は有価物に限定するべき。
有価物の返還について	<ul style="list-style-type: none"> ・高価な物や貴金属があった場合は遺族が辞退しない限りお渡しするべき。 ・遺族に金銭的還元が一定行われるべき。
上記以外のその他のご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持費は公費や住民税等で賄うべき。 ・売却するべきではない。 ・法的に問題がないのかが疑問。

<問6でどちらでもない（わからない）と回答した方の主なご意見>

意見の分類	主なご意見
ご遺族への同意・説明・配慮を重視する	<ul style="list-style-type: none"> ・売却は有価物に限定し、遺骨はきちんと埋葬すべき。尊厳を担保できる仕組みが必要。 ・遺族や故人の了承、同意を得ることが必須。 ・収骨後から売却、供養、施設整備などの一連の流れについての説明を丁寧に行い、トラブル防止のためにわかりやすく周知・案内すること。
故人・遺族の尊厳・感情面への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・故人や遺族の心情や意向に寄り添うこと ・売却後も丁寧に取り扱われることを望む
有価物の適正管理と収支等の透明性を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・得た収益は必ず施設の整備費や福祉を目的として使用すること。 ・有価物の記録を書類や写真などで残しておくこと。 ・信頼できる業者への売却。 ・市の収支報告書に記載すること。
上記以外のその他のご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮。 ・プライバシーを守る。

問10 残骨灰の取り扱いについて、ご意見等ございましたらご自由にご記入ください。(自由記述)

<問6で賛成／どちらかといえば賛成と回答した方の主なご意見>

意見の分類	主なご意見
ご遺族の同意・説明・配慮を重視する	<ul style="list-style-type: none"> ・故人への敬意と遺族の気持ちを最優先にすべき。 ・遺族ごとに希望や価値観が異なるため、選択肢を提示することが望ましい。 ・骨になっても誰かの大切な家族であったことは変わらないので、必ず遺族に説明、同意を得てほしいと思う。
故人・遺族の尊厳・感情面への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物を取り除いた後の残骨灰は供養地にて、永代供養すべき。 ・遺族は既に持ち帰った残りだから産業廃棄物にされるよりずっと良い。処理する前に御経をあげる等、丁寧に大切に扱ってほしい。 ・利益優先や故人を蔑ろにする姿勢や考えを発信しない限りは、有益な活用方法をとれば良いと思う。
有価物の適正管理・活用方法等に関する透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・売却益がどれほどになるのかはわからないが、火葬場の維持費として充当する等、用途を限定しての取り扱いが必要だと考える。 ・火葬場の利用状況や収支状況を開示すること。 ・いい加減な業者にならないように。

残骨灰の処理に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> ・残骨灰のことを知らない方も多いと思う。広報や市の SNS など施設や取組みなどを学べる機会があるといいのでは。 ・火葬時に初めて選択肢を提示するのではなく、広報等で“定期的”に周知し、生きている間にご家族と相談できる場をもてるようにすべき。 ・得た財源は善意の寄付として使用先を公表すれば市民の理解も得られるのではないか。
上記以外のその他のご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮すること。 ・なぜお骨から金などの有価物がでてくるのかと率直に疑問に思った。 ・東日本では火葬された骨をすべて骨つぼに収めると聞いたことがあるが、西日本では部分収骨がほとんど。なぜ西日本ではできないのか。 ・骨を焼ききることができる話も聞くので、遺骨の処理についても検討してほしい。

<問6で反対／どちらかといえば反対と回答した方の主なご意見>

意見の分類	主なご意見
遺族や故人の同意・説明・配慮を重視する	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族や故人の意思を確認し、同意のもと行う。 ・きちんと供養や埋葬する等、丁寧に対処すべき。 ・正直複雑な思いだが、運営側、利用者側双方が安心できる対応を望む。
有価物の適正管理と透明性を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物ではない残りの残骨灰が戻されず知らない場所へ破棄されるのであれば嫌なので、きちんと戻ってくるよう対応してもらいたい。 ・貴金属の盗難が危惧されるのであれば、行政が回収し、適切に換金等する方がベターと思う。 ・遺族に高価な物は入れないように案内する。 ・財源の使い道は支援活動が望ましい
上記以外のその他のご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・残骨灰を売ってまでお金を得る必要があるのか。そこまでやる必要性に疑問を感じる。 ・現状どのような取り扱いをされているのか、残骨をどのように処理されているかなどの情報がほしい。

<問6でどちらでもない（わからない）と回答した方の主なご意見>

意見の分類	主なご意見
有価物の適正管理と透明性の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に還すために、海洋散骨や樹木葬を取り扱っている業者に残骨灰を売却する。 ・横領、不正な取引がされないようにしっかり明確

	<p>に伝える事が大事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨上げの際にわかる有価物は遺族に返すべき ・制度化（法制化）した方がよい
丁寧な説明について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人にはチラシ等に趣旨説明が書かれたものを渡してもよいのでは。 ・他の自治体がどのようにしているのか、いくつかの例を挙げてもらえると答えやすいと思う。
遺族の同意や故人の尊厳	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族の意見を尊重し、同意をとるなど、双方が納得のできるようにした方がいい。 ・遺族のいない故人については法律に詳しい方に助言してもらおうほうがいいのでは。 ・活用は良いが最終的に丁寧に処理すべき ・検体の場合は検体の時に一文記載で市の収益にして良いと思う。
上記以外のその他のご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・不要で捨てられるなら、有効活用し、次の世代に活かしてもらえば。 ・完全に固形化する ・売却するのは“有価物”ということがわかる表現にするべき。